公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成22年８月23日　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　平成22年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成22年８月23日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成16年11月ころから平成21年２月９日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

奥山伸也らが種々の貸金業者名（検察官が既に把握している貸金業者名については、後記４の⑴を参照）で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）。

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名等

ア　株式会社日商信販　活動期間平成17年９月ころ～平成20年３月ころ

イ　株式会社ダイワ　活動期間平成18年９月ころ～平成20年６月ころ

ウ　ナイス　活動期間平成18年９月ころ～平成19年11月ころ

エ　北斗　活動期間平成18年９月ころ～平成19年11月ころ

オ　株式会社トラスト　活動期間平成19年12月ころ～平成21年１月ころ

カ　株式会社ダイドーファイナンス　活動期間平成19年12月ころ～平成21年１月ころ

キ　株式会社ライフ　活動期間平成20年１月ころ～平成20年12月ころ

⑵　上記貸金業者が利息等を受領した銀行等口座（五十音順）

札幌銀行白石支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　459677

札幌信用金庫光星支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　4243282

北洋銀行菊水支店　名義　株式会社金城　口座番号　0438112

北洋銀行北郷支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　0670734

北洋銀行北５条通支店　名義　協栄企画株式会社　口座番号　3287991

北洋銀行北24条支店　名義　株式会社コフク　口座番号　3825400

北洋銀行札幌西支店　名義　協栄企画株式会社　口座番号　4716870

北洋銀行札幌南支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　4297956

北洋銀行すすきの支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　0982854

北洋銀行月寒中央支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　3804620

北洋銀行南郷通支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　3658938

北洋銀行東苗穂支店　名義　株式会社金城　口座番号　0488292

北洋銀行北都支店　名義　株式会社金城　口座番号　3315810

北洋銀行円山公園支店　名義　株式会社恒和商事　口座番号　3810166

北海道銀行北郷支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　0371557

北海道銀行新川支店　名義　協栄企画株式会社　口座番号　0705617

北海道銀行東札幌支店　名義　株式会社金城　口座番号　0977660

北海道銀行美香保支店　名義　協栄企画株式会社　口座番号　0998261

みずほ銀行岡山支店　名義　株式会社ねっとや　口座番号　2152643

三井住友銀行岡山支店　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　6614877

ゆうちょ銀行　名義　協栄企画株式会社　口座番号　19010―25659941

ゆうちょ銀行　名義　株式会社グレートバスケット　口座番号　19020―193561

⑶　主な犯行態様

○　電話がかかってきて借金の勧誘がある。

○　貸付は、借主の預貯金口座への振り込みにより行われる。

○　返済は１か月以内で、１回あるいは数回に分けて返済する。

○　元利金や遅延金の支払いは、指定された銀行口座へ振り込むように指示されるか、あるいは、借入時に郵送した手形、小切手が換金される。

５　開始決定の時における給付資金の額　金1,086万8,054円

６　支給申請期間　平成22年８月23日から平成22年11月22日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　札幌地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成21年８月27日

⑶　確定年月日　平成21年９月11日

⑷　被告人の氏名又は名称　①奥山　伸也　②今　　健　③中宮　勇一

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、無登録貸金業を営むとともに、業として法定外高金利貸付けを行って利息を受領していたものであるが、共謀の上、法定外高金利貸付け等により得た財産の帰属を仮装しようと企て、平成18年８月16日から平成20年９月22日までの間、多数の借受人をして、法定外高金利貸付けに関する元本の返済及び利息の支払いとして、被告人らが管理する他人名義口座である協栄企画株式会社代表取締役半田宏之名義の普通預金口座等５口座に現金合計１億7,649万3,000円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎

札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当

電話番号　011―209―7033

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。